

**「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正案等に対する意見募集結果**

## 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正案等に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2020年12月5日(土)~2021年1月8日(金)

○ 意見提出数:13件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

1	在日米国商工会議所
2	LINE 株式会社
3	ソフトバンク株式会社
4	楽天モバイル株式会社
5	株式会社 NTTドコモ
6	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
7	アルテリア・ネットワークス株式会社
8	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構
9	マカイラ株式会社
10	アジアインターネット連盟
11	KDDI 株式会社
12	個人(2件)

## 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案

	意見	総務省の考え方
全般	<p>本改正に賛成である。法令解釈内容としては、実の所、以前と変わらないはずであるが、ガイドラインにおいてこのように記載されるようになるのは適切であると考ええる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	賛同の御意見として承ります。
第2条（第1項） 外国法人等	<p>通信の秘密の保護に係る規律が、国内事業者か外国事業者かに関わらず、等しく適用されることに賛成します。</p> <p>利用者が国内事業者か外国事業者かを意識せずサービスを利用する現代において、国内事業者と外国事業者を区別することのないイコールフィッティングは、利用者保護の観点から重要です。</p> <p>また、同じ規律の元で、事業者間の公平な競争が促進されることにより、利用者にとって多様で利便性の高いサービスの進展が図れると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。
	<p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」と関連する既存文書との相互関係を明確にし、位置づけをわかりやすく整理して示していただくことを要望します。</p> <p>理由：新たに規律に従うべき事業者が増加する中で、関連文書との関係を明確に示し、位置づけをわかりやすく示すことは、事業者の理解と自律的な対応を促進することで、結果として利用者の保護につながると考えます。</p> <p>例えば、外国法人等の定義・適用範囲が、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に詳細な記述はありません。一方、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の施行に伴う関係省令等の整備案に対する意見募集の「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方（案）」に関連する内容の記載がありますが、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」との対応が明確に示されていません。行政文書に慣れていない事業者でも理解できるよう、参照文書等はその対応をわかりやすく示していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	本ガイドラインにおける外国法人等の定義については、改正後の電気通信事業法第10条第1項第2号に規定しているものと同じです。いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

## 通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針(案)

該当頁 該当箇所	意見	総務省の考え方
全般	<p>本指針(案)の公表を歓迎します。</p> <p>新たな規制の追加という形式ではなく、「電気通信事業法」第二十九条の業務改善命令を発動する基準や事例が典型的に示されたことは、事業者からみて、透明性・予見可能性が高まり、大きな追加の負担なく、自律的かつ具体的な対応を進めやすくなったと考えます。</p> <p>今後も電気通信事業市場者および周辺環境の変化は加速すると思われ、市場や技術環境変化に即し、行政当局との対話を通じ、本指針(案)が継続的に見直しされることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
	<p>本指針(案)と関連する既存文書との相関関係を明確にし、位置づけをわかりやすく整理して示していただくことを要望します。</p> <p>理由:「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等、通信の秘密の規律についての文書は複数ありますが、当該文書との関係性が現時点で示されていません。その関係性が不明なことで、事業者理解や解釈の齟齬が出てしまう可能性があるためです。今後新たに規律に従うべき事業者が増加する中で、全体像を示した上でわかりやすい文書となることは、結果として利用者の保護につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本指針「1 策定の趣旨」「(1)通信の秘密に関連した規定」において、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの関連する部分を示しております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
	<p>日本国憲法及び電気通信事業法で規定されております通信の秘密の保護については、国民のプライバシー保護にとどまらず、通信の秘密が侵害されないことを通じて国民の表現の自由や知る権利を保障するために重要なものと位置付けられておりますことから、電気通信事業者の担う役割は重要なものと考えております。</p> <p>電気通信事業者は、電気通信事業法第29条第1項第1号に基づく業務の改善命令の発動に関して、正確で明快な解釈や基準が求められるものであることから、透明性・予見可能性を高めることを目的とする本指針の策定については歓迎すると同時に、内容についても賛同いたします。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>日本国憲法及び電気通信事業法で規定されております通信の秘密の保護については、国民のプライバシー保護にとどまらず、通信の秘密が侵害されないことを通じて国民の表現の自由や知る権利を保障するために重要なものと位置付けられておりますことから、電気通信事業者の担う役割は重要なものと考えております。</p> <p>電気通信事業者は、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 1 号に基づく業務の改善命令の発動に関して、正確で明快な解釈や基準が求められるものであることから、透明性・予見可能性を高めることを目的とする本指針の策定については歓迎すると同時に、内容についても賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】</p>	
<p>電気通信事業者が自律的に「通信の秘密」を保護するための適切な対応を行う際に有用であることから、指針化に賛同します。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>指針と組み合わせて参照する「参照文書」が制定されることは今回が初めてのケースであるとの認識であることから、今後のためにも電気通信事業法における位置付けについて、例えば指針やガイドラインの一部をなすものであるのかといったことについて議論の上、明確にするよう検討いただきたいと考えます。</p> <p>併せて、「同意取得の在り方に関する参照文書」だけではなく、「通信の秘密」の範囲や、違法性阻却事由（特に正当業務行為）についても、これまでの具体的な事例の蓄積を示して頂くことにより、電気通信事業者によって判断が異なるような事態を避ける一助とすることができるように、今後、議論の上で参照文書を作成することを検討いただきたいと考えます。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>本指針「1 策定の趣旨」「(1)通信の秘密に関連した規定」において、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの関連する部分を示しております。</p> <p>通信の秘密の範囲や違法性阻却事由（特に正当業務行為）についていただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>通信の秘密は、「個人の私生活の自由」および「自由なコミュニケーション」を確保するうえで非常に重要な権利利益であり、プラットフォーム事業者において通信の秘密にかかる情報の保護に資する対応が必要であることは論を俟たないところ。一方で、通信の秘密にかかる情報の取得・利用について、プラットフォーム事業者が利用者から有効な同意を取得するにあたってのルールやハードルが過度に複雑化・上昇すれば、サービスの新規展開・拡充ひいてはイノベーションそのものの阻害要因になる可能性も存在する。</p> <p>総務省におかれては、文理解釈のみにより指針（案）を運用するのではなく、実態をよく把握したうえで、指針（案）の趣旨に照らした柔軟な運用をお願いしたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

	<p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p> <p>業務改善命令の発動においては、形式的な違反でなく通信の秘密の趣旨であるプライバシー保護等の根源的な価値の侵害を観点とした適用を期待する。また不確実性が高く変化の早い IT 社会の重要なインフラである電気通信事業においては、法の欠缺や法の遅れが発生することが多いため、正当性の原則を明確にした上で、目的に応じて適応する比例性原則を考慮した柔軟な運用を期待する。【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>2 頁 通信の秘密に係る情報を取得等する場合であっても、利用者の有効な同意がある場合には、通信の秘密の侵害に当たらない。また、正当行為、正当防衛、緊急避難に該当する場合等には例外的に違法性が阻却されると解されている。</p>	<p>緊急避難として違法性が阻却されるためには、①現在の危難の存在、②法益の権衡、③行為の補充性の全ての要件を満たすことが必要とされている。しかし、緊急避難として認められるものは、児童ポルノや自殺などのケースが多く、イジメやテロ・暴力コンテンツ等は対象として含まれない傾向にある。本人同意を取得していないことにより、これらのコンテンツに対するモデレーション又はモニタリング業務が認められず、事業者が安心・安全な SNS 環境の整備について、一方的に責任を負うことがないよう、適切かつ柔軟な判断・運用がなされることが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】 【マカイラ株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>2 頁目 「知得」「窃用」「漏えい」について</p>	<p>「知得」の試行がある場合に「知得」される事になるような、故意又は過失による、本来暗号化が行われるべきであるのに、無暗号化での情報通信がなされるようにされる行為について、どれに該当する事になるのかを、示していただきたいと考える。</p> <p>たとえば、各種のサービスについての、アカウント・パスワードについての情報などは、暗号化された通信でのやり取りが行われるのが適切であるはずであるが、事業者の故意又は過失によりそれが行われない場合、事業者はその非を負う事になるはずである。そのような場合は、一応、「漏えい」に近い事態であるはずであるが、例えば、電子メールでのアカウント・パスワードについての送信などは、（誤送信など以外の場合について）これまで</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

	<p>あまり問題視される事は無かった。しかし、思えば、SMTP プロトコルを用いた電子メールについても、当然に、SSL/TLS で保護を行う事が可能であり、そしてそれは実際に手段として存在するのであるから、アカウント・パスワードについての情報を、何のセキュリティ手段も講じずに、素の SMTP プロトコルで送受信している場合は、事業者は「漏えい」を発生させているとしてその非を負う事になるはずであると思われるのであるが、この様な事態についての該当について、解釈を示していただきたい。</p> <p>(なお、国民・市民としては、今回の改正によって、電子メールについてもその保護を基本として必ず行わなければならない、事業者にはその対応の責任がある、とするのが適切であると考え。素の SMTP プロトコルの使用により、ネットワーク中を平文でメールの内容が行き来するのは、第三者（データセンターの中の者や通信経路中の、あるいは信号の盗聴を試行している何者か）による「知得」の試行がある場合に十分な確からしさでの成功を発生させる事になる「漏えい」の事態と考えるが（「漏えい」とはそういうものである。）、総務省（…自身が、平文でのメール送信を（NIST の要請などがあるにも関わらず）行っているが、それはさておき）には、日本においては、電子メールの送受信（そのうち個人情報を含むものに限定してもよいが）について、基本として SSL/TLS 等での保護がされていくようにしていただきたい（なお、システム的には、各 ISP が普通に備えている SSL/TLS で用いる証明書取得と同様に認証局から証明書を取得し電子メールで用いるようにすればよいだけであるので、特段の問題無く行えるはずである。）。) 【個人】</p>	
2 頁 注釈 5	<p>利用者の定義について、指針案の注釈においてガイドラインを参照し、「電気通信役務を利用する者をいう」と定義されています。</p> <p>いわゆる固定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、パーソナル利用を主目的とする移動電気通信役務とは異なり、法人単位や世帯単位での利用となることが多く、そのため、契約名義人以外の役務利用者を特定し同意を取得する運用が困難な状況にあります。従い、利用者を特定しづらい電気通信役務においては、契約を締結した者の同意でも対応可能となるよう、解釈の追記をお願いしたく存じます。【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説 2-13 にあるとおり、通信当事者の同意が必要であると考えられます。

<p>3頁目 「罰則」について</p>	<p>有線電気通信法も保護に関わるものであるが、その記載も行うべきと考える。(電気通信事業法に關係する重要法令として示しておいてよい法令であると考え。) 【個人】</p>	<p>1頁の脚注4において、有線電気通信法第14条も関連する規定として言及しております。</p>
<p>6～7頁 2. 「電気通信事業者」の考え方 登録・届出の対象外である適用除外となる電気通信事業も併せて提供した場合</p>	<p>登録・届出の適用除外となる電気通信事業において「通信の秘密の確保に支障」が生じていることが間接的に登録・届出の対象となる電気通信事業における「通信の秘密の確保に支障」をもたらす場合に事業者が業務改善命令のリスクを負うというのであれば、それは法が電気通信事業の内容によって登録・届出の要否を定めた趣旨を没却します。</p> <p>また、どのような場合に間接的に通信の秘密の確保に支障を生じさせる場合になるのかが明らかではありません。さらに、業務改善命令を発出するか否かの判断は、登録・届出の対象となっている電気通信事業において「通信の秘密の確保(の)支障」が生じたかという点にのみに拠るのかどうかは明らかではありません。こうした点は明らかにされるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p> <p>抽象的で予見が困難な判断基準による評価がなされる場合、法令上、登録・届出を行う義務がない電気通信事業の提供について、萎縮効果が生じ、法が電気通信事業の内容によって登録・届出の要否を定めた趣旨を没却する。</p> <p>まず、①登録・届出の対象外である電気通信事業と②登録・届出の対象である電気通信事業が「併せて提供」されている場合とはどのような場合か明らかではない。単に事業者が同じ顧客に対して両方のサービスを提供している場合を「併せて提供」としていると考えると、業務改善命令の対象が広すぎる。①と②がサービスの性質上、不可分に提供されるような場合のみに限定すべきである。</p> <p>次に、①における「通信の秘密の確保に支障」が生じていることが、②に「間接的に」ごく軽微な支障を生じさせる場合にまで、登録・届出の対象となる電気通信事業において「通信の秘密の確保に支障」が生じたと評価すべきではないことを明確化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>本指針は、登録又は届出の対象となる者を対象としており、登録・届出の対象となっている電気通信事業における通信の秘密の確保にも支障が生じているかが判断基準となります。一方、6頁脚注16に示しているとおおり、電気通信事業法の適用除外とされている同法第164条第1項各号に定める電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても、同法第4条が適用されることとされています。</p>



<p>7 頁 4. (2) 「通信の秘密の確保に支障があるとき」</p>	<p>「なお、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密」を侵した場合（法第 4 条第 1 項、第 179 条第 1 項）は、原則として「通信の秘密の確保に支障があるとき」に該当すると考えられる。」とあるが、利用者の端末情報において「電気通信事業者の取扱中に係る」通信の秘密とは何を指すのかについて、考え方や具体的な事例を示すことをご検討いただきたい。</p> <p>プラットフォームサービスに関する研究会でも指摘されているように、電気通信設備がソフトウェア化するということ、サービスがグローバルになるという現状を鑑みると、「電気通信事業者の取扱中に係る」とはどのような状態を指すのか、今後のビジネスや技術の動向を踏まえた解釈を明らかにする必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>7 頁 3. 「業務の方法の考え方」</p>	<p>電気通信事業法第 29 条第 1 項の業務改善命令の対象の業務は電気通信業務自体に限られるものではなく、より広義なものとされておりますが、具体的な例示は今回初めてなされたと認識しております。</p> <p>例示されたものの中には電気通信役務の利用との関連性がそれほど高くないと想定されるものも散見されるため、実際に業務改善命令を発動しようとする際には、当該業務の電気通信役務の利用との関連性に鑑みた上で、通信の秘密の確保に支障があるかどうかについての判断が慎重になされる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p> <p>業務改善命令は、電気通信事業者に対する極めて強い措置である。そのため、業務改善命令は、利用者又は公共の利益への支障の除去に必要な限度において命じられるべきである。電気通信役務と関連があるというだけで別サービスについて「業務」として対象とすべきではない。また、電気通信役務の利用を前提とするサービスについては、不可欠の前提となっているような場合のみ「業務」に含めるべきである。</p> <p>業務の実態に照らして客観的に評価するという指針のみが示されているが、いかなる判断がされるか明らかでないため、判断過程や具体例を明示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第 3 条の解説において、電気通信サービスとして、電気通信役務に付随するサービス及び電気通信役務に係る個人情報と同じ ID 等で紐付けを行う場合が該当すると規定されています。本記述は当該ガイドラインの規定を前提としたものです。</p>
<p>8 頁</p>	<p>「通信の秘密」を侵した場合であっても、その態様が故意・過失のいずれであったかや、通信情報の性質や内容によってプライバシー侵害の程度は大きく異なることから、「通信の</p>	<p>本指針 2 頁にも示すように、通信の秘密に係る情報を取得する場合であっても、利用</p>

<p>4 (2)「通信の秘密の確保に支障があるとき」</p>	<p>秘密」を侵した場合に原則として「通信の秘密の確保に支障があるとき」と認められるものとすべきではない。「通信の秘密」を侵した場合において「通信の秘密の確保に支障があるとき」に該当する場合を例示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>者の有効な同意がある場合には通信の秘密の侵害には当たりません。また、正当行為、正当防衛、緊急避難に該当する場合等には例外的に違法性が阻却されると解されます。これらのいずれにも該当しない形で「通信の秘密」を侵した場合については、原則として「通信の秘密の確保に支障があるとき」に該当すると考えられます。いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>8 頁 5. 「通信の秘密の確保に支障があるとき」として想定されるケース</p>	<p>「通信の秘密の確保に支障があるとき」の具体例が、「個人情報の保護に関する法律」の体系や安全管理措置に即していることで、事業者にとって、より自律的な対応が進めやすくなったことを歓迎します。</p> <p>従来、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」においては、「個人情報の保護に関する法律」上の個人情報の取扱いと、通信の秘密はじめその他の利用者情報の取扱いについての規律の体系が異なっており、事業者が自律的な対応を検討する際にわかりにくい面がありました。</p> <p>今回、具体例が、「個人情報の保護に関する法律」と「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」と同様の場面・安全管理措置の体系で示されたことで、外国事業者含め、新たに規律に従う事業者にとっても、対応すべき事項がわかりやすくなりました。これにより、通信の秘密の自主的な対応が促進され、日本国内の利用者の保護が進むことが期待されます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>8 頁 5. 「通信の秘密の確保に支障があると</p>	<p>リスクの低い通信情報の取得・利用等が存在することや、リスク評価に伴う電気通信事業者側の負担に照らせば、リスク評価が一般的に要求されるものではないことを明確にするために、執行指針ガイドライン案における「リスク評価が『一般に』求められる」との表現は削除すべきです。</p>	<p>8 頁においては、「一般に、当該サービスにおいて適切に「リスク評価」のプロセスを経るとともに、利用者が認識できる形で同意を取得することが求められる。」と記</p>

<p>き」として想定されるケース」          一般に、当該サービスにおいて適切に「リスク評価」のプロセスを経るとともに、利用者が認識できる形で同意を取得することが求められる。</p>	<p>同意が有効であるためには高い要件が求められ、また業務改善命令が発出される可能性のある状況が広範に示されています。同意を取得していれば、通信の秘密違反の例外となるとされていますが、そのように機能することが基本的にはないのではないかと考えます。総務省の見解をお示しいただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p> <p>リスク評価が「一般に」求められると記載されており、画一的・定型的なリスク評価の実施が求められるようにも読める。しかし、リスク評価結果に基づく同意取得の在り方については個別のケースごとに判断すべきものであるから、前提となるリスク評価自体も画一的・定型的に求められるべきではない。リスク評価がそのような意味で一般的に要求されるものではないことを明確にするために、執行指針案における「一般に」との表現は削除すべきである。</p> <p>また、リスク評価の判断基準が明確でないため、事業者にとっては、リスク評価結果に基づく同意取得の在り方について事後的に問題視されるおそれ残ってしまい、萎縮効果を生むのではないかと。通信の秘密を守るというルールの特例としての同意が実質的に機能しないことになれば、利用者にとって有益なサービス環境を提供できなくなることを意味することになってしまう点に留意する必要がある（例えば、他国の法的要件に基づく情報の共有など）。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>載させていただいております。これは、事業者側における自律的な判断の重要性が高まる中で、一般に各企業においてリスク分析を行った上で適切な形で同意を取得することが求められることを記載したものです。個別の事例に応じた各事業者の自律的な判断を尊重する観点から、リスク評価の手法や判断基準を定型的に定めることはしておりません。詳細については、同意取得の在り方に関する参照文書を御覧ください。</p>
<p>9 頁          (1) 通信の秘密に係る情報の取扱いを示したポリシー・方針等が不適切な例</p>	<p>業務改善命令が極めて強い措置であることからすれば、「ポリシー・方針等が不適切な」場合とは、ポリシーや方針が利用者に事実上提供されないか著しく不当な場合に限られるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p> <p>ここに、「示されるべき内容であるが示されていないものについて問われた場合に窓口で回答を行わないこと。」という様な内容を追加していただきたい。</p>	<p>ポリシー・方針が不適切な場合として、どのような場合が考えられるかについて本指針において例をお示ししたものです。実際の適用は、個別の事例に応じて法令に基づく手続を経て個別に判断されることとなります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

	<p>(個人情報関係で公表すべき内容であるのに、その公表を行っていないのに(事由については種々あろうが。単に記述スペースが無い等もあるであろう。)、訊かれた場合において回答を拒否する、といった事態が市井であまりに多過ぎる様に思われるので。) 【個人】</p>	
<p>9頁 (1)(iii)</p>	<p>「サービスの提供など」の意味が曖昧であると考えます。サービス向上のためにデータを利用することは実務上一般的であり、これを制限することはビジネスへの影響が大きすぎます。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p>	<p>9頁(1)(iii)は「サービス利用の許諾条件としてサービス提供などに係る業務上の必要以上に通信の秘密に係る情報の利用を可能としていること」と記載されています。すなわち、「サービス提供など」に係る業務上の必要がある利用を制限する記述ではなく、「サービス提供などに係る業務上の必要」を超える利用をサービス利用の許諾条件とした場合を対象とした記述となります。</p>
<p>9頁 (2)(i)</p>	<p>「合理的な理由」「恒常的に」の文言が不明確だと考えます。何を不適切とするのが曖昧となっています。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p>	<p>本指針の適用については、最終的には個別のケースに対応して判断すべきものですが、「合理的な理由なく」、「恒常的に」との記載は、合理的な理由がある場合にはまずそれを考慮すること、一回のみの場合と常習的な場合を区別して考慮することを示したものであり、本指針の適用範囲を明確化する上で必要な記述であると考えております。</p>
	<p>ウェブサービスにおいては約款を用いることが多いが、定型的な同意取得を大量の顧客に対して行うこと自体が約款を用いる「合理的な理由」である以上、「合理的な理由なく」約款を用いて同意を求めていると判断される場合は極めて限定的と考えられる。従って「約款等による同意プロセス」の採用に合理的な理由が認められないケースを具体的に示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>通信の秘密に係る同意については、原則として個別具体的かつ明確な同意を取得することが求められています。一方、個別のケースに応じてリスク分析などを行った上で、オプトアウト等の適切な措置をとつ</p>

		<p>た上で約款等による同意プロセスを採用する場合もあります。詳細については、同意の在り方に関する参照文書を御覧ください。</p>
<p>10～12 頁  (3) 情報管理態勢が不適切な例</p>	<p>個人情報保護法上の安全管理措置の内容と比較し、通信の秘密の保護のために特に講じべき措置としてどのような内容があるのかを明確化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>12 頁  5. 「通信の秘密の確保に支障があるとき」として想定されるケース  (4) 苦情・相談等対応態勢が不適切な例</p>	<p>利用者が無償で利用できる世界的なサービスについては、苦情・相談等対応体制の設置が電気通信事業者にとって過度の負担にならないように配慮すべきです。そのため、「提供するサービスの性質に鑑みて」通信の秘密に関する苦情等の受付態勢が不適切であるといった追記を行うべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】  【マカイラ株式会社】  【アジアインターネット連盟】</p>	<p>利用者が無償で利用できるかどうかに係わらず、個別のサービスの性質を踏まえた上で、適切な形で苦情・相談等対応態勢を整備することは、当該サービスを利用する利用者保護の観点から必要であると考えられます。</p>
	<p>電気通信事業者によって提供されるサービスは様々であることから、苦情・相談等対応体制の設置が事業者にとって過度な負担とならないように配慮することが望ましいと考えます。通信の秘密に関する苦情などの受付態勢が不適切との判断においては、提供するサービスの性質を踏まえて実施されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	
	<p>(1) と同じであるが、本来個人情報保護に関するものとして公表すべき内容であるのに公表していない場合において、その提示を求められた場合の、違法（つまり回答拒否）な対応が多過ぎる状況と思われるので、その是正が発生する様な記述を、(1) かこちらかのどちらかで行うようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

## 同意取得の在り方に関する参照文書(案)

該当頁 該当箇所	意見	総務省の考え方
全般	<p>外形的な「個別具体的かつ明確な同意」を重視する考え方から、利用者視点での「有効な同意」で実質的な納得性を重視、わかりやすい説明や事後のオプトアウトで同意の不十分さをカバーする考え方へのシフトに、賛成します。</p> <p>同意取得に関しては、リテラシーの異なる利用者の理解をふまえた同意が難しいこと、形式的な「同意疲れ」が問題となっていること、技術の進展や利用シーン等により意思表示の変更機会が望まれていること等、課題を認識していました。</p> <p>本文書(案)で示された考え方は、個々の案件のリスク評価に基づき、同意取得のシーンのみならず、データ利活用のライフサイクルの接点全体で、実質的なリスクを低減しようとするアプローチであり、利用者への透明性と納得性を高めるものと考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。
	<p>本文書(案)と関連する既存文書との相関関係を明確にし、位置づけをわかりやすく整理して示していただくことを要望します。</p> <p>理由：同意取得の在り方について、利用者の情報について通信の秘密・個人情報を問わず、利用者の目線で統一のとれたわかりやすい説明・ユーザ体験にしていくことが重要であり、そのためには、関連する施策・文書との関係をふまえ、全体として統一感のある文書となるよう見直しが図られていくことを要望します。</p> <p>事業者が参照する行政文書がわかりやすくなることは、事業者の予見可能性や透明性を高め、通信サービスの事業展開を後押しし、経済のデジタル化の加速につながります。また、利用者にとってわかりやすく、意思表示しやすい環境を整える事業者が増えることは、実効性のある利用者の保護につながるものと考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本参照文書「1通信の秘密における「同意」取得の意味」において、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの関連する部分を示すとともに、執行指針との関係についても示しております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
	<p>電気通信事業者における適切かつ円滑なリスク評価取組みに資するよう、リスク評価プロセスの見直しや個別ケース検討事例追加等、本参照文書の継続的な見直しを実施いただくことを要望いたします。</p> <p>本参照文書の整理を踏まえ、クッキー・位置情報等の端末情報取扱いにおける有効な同意取得の在り方について、位置情報プライバシーレポート等の改定を含めた整理がされることを要望いたします。</p>	本参照文書の個別ケースは、事業者より質問等をよく受けるものの代表例を踏まえお示ししています。今後も事業者からの質問等を踏まえ必要に応じ見直し

	<p>す。</p> <p>また、顧客情報と端末情報を保有する事業者が、クッキー等により収集したウェブ行動履歴と当該顧客情報を照合し、きめ細やかなマイクロマーケティング等の施策を行うことは、ウェブ技術の特性や利用実態を精査したうえで、通信の秘密の侵害に該当しないと整理されることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>を検討します。いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
	<p>電気通信事業法第4条は、通信の秘密が侵害されないようにすることを電気通信事業者に求めています。同法における「通信の秘密」は、電気通信事業者が利用者から個別具体的かつ明示的な同意を得ることを求めています。しかし、「通信の秘密」の範囲に何が含まれるのかは明確ではありません。また、総務省は「同意取得の在り方に関する参照文書」(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000720827.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000720827.pdf</a>)の案を公表しましたが、これは通信の秘密の要件を満たすためのプロセスを概説したものであり、個人情報保護委員会の任務と重なります。個人情報保護委員会は、日本国外に所在する事業者の開示や侵害に対して措置を講じる権利を有しており、このような重複は日本国内での事業運営の予測可能性を損なうこととなります。外国の事業者に対して規制を執行する権限を持つ2つの行政機関による二重の規制を設けることは、プライバシーに関する中央の独立した機関としての個人情報保護委員会の意義を失わせ、日本のユーザーにサービスを提供する多くの事業者に混乱をもたらすこととなります。</p> <p>政府は、新たな同意要件を採用しないことや、個人情報保護法などの既存法との整合性を図ることを明確にすべきです。また、総務省が通信の秘密に関する追加的な指針を策定する場合には、新たな規定要件を導入するのではなく、既存の個人情報保護の仕組みに沿った形で対応すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>「通信の秘密」の保護については、総務省が所管する電気通信事業法において規定されています。また、本参照文書は電気通信事業法の適用について透明性を高めるものであり、新たに規制を追加するものではありません。</p> <p>「通信の秘密」に係る部分について総務省が所管することは、個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会の任務と重複するものではありません。</p> <p>なお、通信の秘密の範囲は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説において示されています。</p>
<p>1-2 頁</p> <p>1 通信の秘密における「同意」取得の意味</p>	<p>同意が有効であったかどうかを判断するに当たり、利用者が同意の内容及び意味を正確に認識していたかという点や十分に理解した上で、真意に基づいて行っていたかという点に焦点を当てることは大変な不確実性の問題を惹起します。各利用者の認知能力、同意事項への理解度やそもそもの関心度に違いがある以上、事業者にとってすれば、すべての利用者が同意の内容を理解していたか、真意に基づいていたかどうかを見極めることは不可能です。</p>	<p>「通信の秘密」に係る同意については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説等において「原則として通信当事者の個別具体的か</p>

<p>2) 利用者の「有効な同意」のために必要とされる「同意取得の在り方」</p> <p>ア 電気通信事業法第179条における利用者の同意</p>	<p>技術の高度化・複雑化が進めば、サービスの仕組みやデータ活用の在り方自体を正確に利用者に説明することが困難となり得ます。そもそも利用者に伝えるべき事項は利用者に及ぼす実質的な影響であることから、判断基準はその点が利用者の大多数の観点から十分に説明されているかどうかと捉えるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p>	<p>「明確な同意が必要」であると示してきています。いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>2～5頁</p> <p>1 通信の秘密における「同意」取得の意味</p>	<p>参照文書案では、同意疲れや利用者の同意を求める通知への理解能力の違いなど、「有効な同意」を得ることの限界・不十分性が正しく認識されているように思われる。しかし、「同意取得の在り方」を定式化し、典型的に検討するアプローチについては異論がある。</p> <p>プライバシーに関する効果的なコミュニケーションを考えるに当たっては、利用者一般がプライバシー情報をどのように理解しているか、利用者が異なるタイプの同意を求める通知をどのように認知するのか、さらには、デジタルサービスを利用する人々の多様性、そしてデバイスや人工知能のような進化するテクノロジーを多様な人々がどのように理解し、どのように扱うかという点を認識し、それらを考慮しながらどう設計するかが重要になる。</p> <p>したがって、プライバシーに関する通知を設計したり、プライバシーについて利用者一般とどうコミュニケーションを行うかを考える際には、「ワンサイズ・フィット・オール」のアプローチは存在しない。同意取得の在り方には、すべての利用者に対して有効な単一の「正しい」方法は存在しないということである。</p> <p>通知の基準やデザインを特定の方法で指定しようとするには意味がないということでもある。どのように同意を取得すべきかという手法の設計・デザイン（同意取得の在り方）が、変化し得る様々な文脈に適切なものとなるよう、また変化に対応することを促進するよう、法的枠組みは十分に柔軟性を持ち合わせるべきである。すべての企業と利用者の利益になるような単一の解決策は存在しないことを考えると、規制を考える上で重要なのは、すべての企業に一つのアプローチを義務付けるということせず、また、利用者が読みそうもない、長く、難解な事前通知を奨励することせず、いかに企業による対応を高い基準に保つかということである。同意の取得方法について規定的な要件を課すべきではなく、ユーザーを設計の中心に置きながら、企業が企業のニーズに基づいて同意を設</p>	<p>本参照文書の「4 個別ケースの検討」において示された個別ケースは例示という位置づけであり、各事業者は自律的にリスク分析等を行った上で適切に対応することが期待されています。いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>



	<p>計するための柔軟性を認めるべきである。</p> <p>以上のような同意取得の在り方に関する基本的な考え方について参照文書に追記することを検討して頂きたい。</p> <p>尚、同意が「有効」かどうかを検討する際にユーザーの主観的な理解や意図を重視することは、企業にとって大きな不確実性を生むことになる点も付言しておきたい。すなわち、利用者の認知能力が異なるため、すべての利用者が同意告知を理解し、同意を提供する際の真意を企業が把握することは不可能である。にもかかわらず、ある利用者が同意告知の意味を理解しないまま同意をしてしまった場合、同意が事後的に無効と判断され、業務改善命令を受けるといった極端な事態に陥る可能性がある。企業にとってかかるリスクは事業運営上の大きな不安定要素となる点に留意いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	
<p>2 頁 脚注 7</p>	<p>「そもそもサービスの仕組みやデータ活用の在り方によっては、利用者の認知限界を超え、同意取得したとしても適法化できない場合も存在する」との文言について、「サービスの仕組みやデータ活用の在り方によっては、利用者に正確に理解させることが困難である場合も予想される。そのような場合には、利用者に及ぼす実質的な影響についての説明を行うことが考えられるが、その説明が不十分である場合には、同意取得したとしても適法化できない場合も存在する」といった趣旨の記載に変更することを提案する。</p> <p>すなわち、技術の高度化・複雑化が進めば、サービスの仕組みやデータ活用の在り方自体を正確に利用者に説明することが困難となり得るところ、現在の総務省案では、利用者に対して「サービスの仕組みやデータ活用の在り方」自体を技術的にも正確に詳しく説明しようとすればするほど、いかに説明に工夫を施したとしても、利用者の認知限界を超え、同意を取得することができないことになってしまう。そもそも利用者に伝えるべき事項は、利用者に及ぼす実質的な影響なのであるから、その点の説明が不十分である場合の問題と捉えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>御指摘のように、利用者の認知限界を超えて利用者に正確に理解させることが困難である場合には、利用者に及ぼす可能性のある実質的な影響等について説明を行うことも有用であると考えられます。いただいた御意見は今後の検討の参考といたします。</p>
<p>3 頁 1 3) 第 29 条第 1 項第 1 号に関する執行指針の効果</p>	<p>特に外国法人については、同意ガイドライン案の英訳を作成する必要があること等も考慮した相応の周知期間を設定することが必要です。同意ガイドライン案の内容が日本語で正式に公表されてから実施に至るまでのわずか約 4 か月では、外国法人としては、物理的・技術的・実務的に対応できません。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>本参照文書は電気通信事業法の適用について透明性を高めるものであり、新たに規制を追加するものではありません。本参照文書は追って英語版を公表予定</p>

ア 執行指針の適用範囲	【アジアインターネット連盟】	です。
3頁 通信の秘密に係る情報の取得等に関する「同意取得の在り方」が不適切な場合は、「業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障がある」に該当し、第29条の対象となり得ると考える。	<p>参照文書自体には施行日が定められていないため、理論的には、公表された時点から適用される可能性がある。もっとも、以下の点からすると、参照文書に基づく業務改善命令等の法執行も、改正法の施行時期に応じて更に後のタイミングに行われるべきである。</p> <p>①日本の通信の秘密規制はメタデータをも対象にした日本独特の規制であり、特に外国法人については、参照文書案の英訳を作成する必要があること等も考慮した相応の周知期間を設定することが必要であるが、参照文書案の内容が日本語で正式に公表されてから実施に至る期間が短すぎると、外国法人としては、物理的・技術的・実務的に対応が難しいと予想されること。</p> <p>②新型コロナウイルスの蔓延により十分な対応リソースを確保し難い状況が続いていること。</p> <p>【マカイラ株式会社】</p>	本参照文書は電気通信事業法の適用について透明性を高めるものであり、新たに規制を追加するものではありません。本参照文書は公表日から有効であり、追って英語版を公表予定です。
4頁 イ 法第29条第1項第1号第1号に関する執行指針との関係	<p>事業者の柔軟な事業展開及び利用者保護を図る観点から、通信の秘密の取扱いに関する「有効な同意取得の在り方」について、規律の整理が図られることに賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】</p> <p>参考文書の位置付けについて、参考文書の内容に従っていれば通信の秘密との関係で問題ない、と理解しています。その旨をはっきりと明記していただくよう要望します。</p> <p>【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>本参照文書は電気通信事業法の適用について透明性を高めるものであり、個別ケースはあくまで例示という位置づけです。いただいた御意見は今後の検討の参考といたします。</p>
6頁	<p>リスクベースアプローチは国際的協調、実行的なルール運用の観点から歓迎いたします。</p> <p>【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p>	賛同の御意見として承ります。
6頁 イ プライバシー影響評価(PIA)の	PIAの手法は、EUのGDPRやe-privacy指令/規則といった国際的に見ても厳格なプライバシー保護ルールに基づく方法であって、日本でも個人情報保護法において導入を検討すべきものではないか。PIAを応用したリスク評価が求められるとなれば、既に海外法令に基づいてPIAを実施している企業	PIAの手法について個人情報保護法において導入を検討すべきとの御意見は、個人情報保護法

<p>「通信の秘密」への応用</p>	<p>にとっては、事実上、PIA を二重に実施せざるを得ない結果となり、その負担は重い。海外法令に基づく PIA とそれを応用したリスク評価が実質的に異なるのであれば、その具体的な相違点を明らかにした上で、どのような場合に PIA を応用したリスク評価が必須とされるのかをより明確にし(実際、GDPR 上の Data PIA に関しては、そのガイドラインが用意されている)、かつ、必要とされるケースは限定的にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>を所管している個人情報保護委員会において検討されるべきものです。</p>
<p>6 頁、9 頁 2-1) 「通信の秘密」におけるリスク分析と「同意取得の在り方」 ア リスクベースアプローチによる事業者の自律的な対応の重要性 エ 「同意取得の在り方」に係る「リスク評価」を各事業者が行わなくてもよい場合</p>	<p>プライバシー影響評価 (PIA: Privacy Impact Assessment、以下「PIA」) の考え方を「通信の秘密」に対して応用する「リスク評価」といったリスクベースアプローチは、当参照文書(案)に記載されているとおり「推奨される考え方」であり、現時点においては、民間に対しては自律的な対応が求められるものであると理解しています。</p> <p>一方で、参照文書(案)の小見出し 2-1) -エを「『同意取得の在り方』に係る『リスク評価』を各事業者が行わなくてもよい場合」としてしまうと、あたかも「リスク評価」の導入が義務であるかのように受け取られかねません。このため、上記の小見出し 2-1) -エは、「『同意取得の在り方』に係る『リスク評価』の各事業者による自律的な対応を代替する方策」といったように、「リスク評価」の導入が義務ではないことが明確になる表現に修正することを検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>御指摘のように、2-1) -エはリスク評価を各事業者が行う代わりに他の適切な主体が行う場合を示したものであり、タイトルを「同意取得の在り方」に係る「リスク評価」を各事業者の対応によらずに行う場合」と修正させていただきます。</p>
<p>7 頁、9 頁 図</p>	<p>リスクに応じた『有効な同意』の取得」を示す図が 2 つあるが、どちらの図もタイトルは同じであるものの、内容が違うように見える。違いを明確にしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>7 頁図は「リスクに応じた「有効な同意」の取得のイメージ」、9 頁図は「リスク評価を応用した「有効な同意」の取得のイメージ」で、タイトルは違います。いずれも PIA の考え方を通信の秘密に係るリスクに対応するため応用することを示すものです。</p>

<p>8頁及び10頁 2ウ2)「リスク評価」のプロセス</p>	<p>通信情報を取得・利用等することで、フェイクニュース・誹謗中傷対策、青少年保護等の利用者の正当な利益に資することがあります。</p> <p>リスク評価の実施の有無にかかわらず、実質的にプライバシー侵害のリスクが低いケースや、プライバシー侵害を上回る正当な利益が見込まれるケースでは、厳格な同意手続ではなく、リスクの程度に応じた柔軟な同意手続を採用できる旨を明確化すべきです。</p> <p>リスク評価及びPIAの手法は、EUのGDPRやe-privacy指令/規則といった国際的に見ても厳格なプライバシー保護ルールに基づく方法であって、日本の個人情報保護法においては明示的に要求されていません。GDPRの下では、PIAは限定的な条件でしか求められるものではありません。どのような条件が揃うときにPIAを行うことが期待されているのかについて、またそうした条件が揃うのは限定的である旨を参照文書において明記すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p>	<p>本参照文書は、あくまでも、「通信の秘密」に係る同意取得に係る文書であり、PIAを義務付けるものではなく、PIAの考え方を通信の秘密に係るリスクに対応するために応用することを推奨するものです。</p>
<p>9頁 ウ リスク評価を応用した「有効な同意取得の在り方</p>	<p>通信の秘密の取扱いにおいて、「個別具体的かつ明確な」同意取得にて対応する場合は、リスク評価の実施は不要であることの明確化を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>リスク評価は、「有効な同意取得の在り方の検討」との趣旨を踏まえ、事業者が具体的な評価項目及び評価プロセスを決定可能とすることを要望いたします。また、評価結果は全件公表を必須とせず、事業者がリスクの高低やリスク評価結果を踏まえた措置の内容等を鑑み、公表案件及び公表範囲を選定可能とすることを要望いたします。</p> <p>リスク評価について、過去の評価結果を類型化したうえで、取得される情報の内容、利用目的、同意撤回方法等が過去案件と同内容と考えられる場合は、リスク評価の実施について簡略・省略を可能とすることを要望いたします。</p> <p>評価結果の定期的な点検は、「サービス変更や環境変化等への適切な対応」との趣旨を踏まえ、事業者が具体的な点検時期及び方法を決定可能とすることを要望いたします。また、定期的な点検にてサービス提供における通信の秘密の取扱いに変更がないことを確認した場合、再度のリスク評価の省略</p>	<p>御指摘のとおり、利用者が十分認識できるように「個別具体的かつ明確な同意を取得」する場合には、それ以上のリスク評価は不要であると考えられます。</p> <p>リスク評価の評価項目及び評価プロセス、実施方法、実施時期等については事業者が個別の事例に応じて決定可能です。</p> <p>透明性を確保する観点から、9頁にあるように「その概要等を分かりやすく利用者に対して公開することが適当」であると考えられます。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討</p>

	<p>を可能とすることを要望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>電気通信事業者における適切かつ円滑なリスク評価取組みに資するよう、サービス提供における正当業務行為の範囲の考え方について、電気通信事業分野に関する個人情報保護ガイドライン等において明確にさせていただくことを要望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>前述のとおり、PIA の考え方を「通信の秘密」に対して応用する「リスク評価」といったリスクベースアプローチは、当参照文書（案）に記載されているとおり「推奨される考え方」であり、現時点においては、民間に対しては自律的な対応が求められるものであると理解しています。</p> <p>一方で、参照文書（案）において「『同意取得の在り方』を検討するに当たり、『リスク評価』はサービス提供前に実施することが必須であるが、」と記載してしまうと、あたかも「リスク評価」の導入が義務であるかのように受け取られかねません。このため、「『同意取得の在り方』を検討するに当たり、『リスク評価』はサービス提供前に実施することが望ましいが、」といったように、「リスク評価」の導入が義務ではないことが明確になる表現に修正することを検討いただきたいと思います。</p> <p>また、リスクベースアプローチによる事業者の自律的な対応が推奨されることは望ましいと考えるものの、PIA の考え方を「通信の秘密」に対して応用することについては、様々な規模の電気通信事業者が存在し、多様な電気通信サービスが提供されていることから、導入に際しては関係事業者の意見を踏まえた議論と十分な準備期間についての検討が必要と考えます。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>の参考といたします。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討の参考といたします。</p> <p>9 頁にあるように、「リスク評価」を応用し「これまで厳格性が要求されていた同意手続に対する判断を事業者側が行った際」については、「有効な同意」を取得する観点から、「リスク評価」はサービス提供前に実施されることが必要と考えられます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
	<p>通信情報を取得・利用等することで、フェイクニュース・誹謗中傷対策、青少年保護等の利用者の正当な利益に資することはあり、こうした利益の重要性は社会的にも広く認識されている。そのため、実質的にプライバシー侵害のリスクが低いケースや、プライバシー侵害を上回る正当な利益が見込まれるケースでは、厳格な同意手続ではなく、リスクの程度に応じた柔軟な同意手続を採用できる旨を明確化するとともに、そのようなケースを例示していただきたい。</p> <p>【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】 【マカイラ株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討の参考といたします。</p>
<p>11～13 頁 3 「有効な同意」・ 「同意取得の在り方」</p>	<p>利用者が理解しやすいよう簡潔にまとめすぎると、説明内容が不足していると指摘される可能性がある。反面、利用者に正確かつ十分に理解してもらうために丁寧に説明しすぎると、長い文章を利用者が読み込んでいないと判断される可能性がある。</p> <p>利用者も一方当事者であるのであるから、利用者が読み込まないリスクについて通信事業者のみに</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

	<p>一方的に不利益を負わせることは不合理であるし、利用者に過重な負担を負わせようとするれば、利便性の高いサービスの提供が困難となり、利用者にも不利益が及ぶことになる。</p> <p>そのため、総務省においては、利用者に対する啓蒙活動に努める等、利用者のリテラシーを向上させるための施策とセットで検討すべき課題であることを明確化して頂きたい。【マカイラ株式会社】</p>	
<p>11 頁 3 2) ア 「個別具体的」とは</p>	<p>「通信の秘密に係る情報」の範囲が不明確です。いわゆるメタ・データや特人を特定するには至らないデータまでもが範疇に入る可能性があり、それらのデータを第三者への提供が予定されていないものと位置付けることが妥当か、疑問があります。また、安倍政権で提唱されたデータ・フリーフロー・ウィズ・トラストの考え方や日米デジタル貿易協定 15 条等の国際協定とも不整合です。</p> <p>【在日米国商工会議所】 【マカイラ株式会社】 【アジアインターネット連盟】</p>	<p>通信の秘密の範囲については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説 30 頁において、「通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。」と定められています。これは、DFFT や日米デジタル貿易協定をはじめとした国際協定に何ら反するものではありません。</p>
<p>13 頁 3 3) その他</p>	<p>「電気通信事業者は、電気通信役務の提供に「通信の秘密」に係る情報を取得・利用する場合はある。その場合は、当該行為については正当業務行為として整理できる場合があり、この際「有効な同意」は目的外の利用や提供の時点で必要となる」とあるが、取得した情報を正當に「保存」し続けることができる根拠は何か。以下の理解でよいか明らかにし、必要に応じて「参照文書」にも明記していただきたい。</p> <p>(1) 正当業務行為であることのみを根拠として取得した場合、正当業務行為として必要となる期間を超えて保存し続けることはできず、目的外の利用や提供の時点で有効な同意を得ようとしても、その時点で当該期間を超えていれば超える前に消去されていなければならないという理解でよいか。</p> <p>(2) 正当業務行為であることのみを根拠として取得するのではなく、取得の時点で、取得（あるいは利用・提供）することについての有効な同意が存在する場合は、正当業務行為として必要となる期間にかかわらず「保存」し続けることができる根拠となるという理解でよいか。</p>	<p>通信の秘密に係る情報の保存については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説 3-3-3 や 5-1 に記載されています。いただいた御意見は今後の検討の参考といたします。</p>

	<p>(3) 取得（あるいは利用・提供）することについての有効な同意が後に撤回された場合でも、当該同意が撤回されたことをもって直ちに「保存」し続けることができなくなるものではないという理解でよいか。（ただし当該情報が個人情報保護法上の個人データに該当する場合、利用する必要がなくなったときは遅滞なく消去するよう努めなければならないと考えられる）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
14 頁 4 1 - 1) ユーザ アカウント作成時 における一括同意	<p>電気通信事業者における適切かつ円滑なリスク評価取組みに資するよう、個別サービスの範囲の考え方について、本参照文書において、明確にさせていただくことを要望いたします。</p> <p>また、同意撤回のしくみについて、個別サービスごとの対応を必須とせず、利用者影響を考慮のうえ、取扱情報の種類や利用目的の範囲に応じて複数サービスを束ねた同意撤回対応を可能とする整理を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
	<p>複数のサービスに対する一括の同意によってプライバシー侵害が生じるリスクは、取得する情報の性質、サービスの性質や関連の程度等によって異なる。プライバシー侵害が生じる可能性やその程度が低い場合にまで一律に同意の撤回可能性を要求することは、過剰な規制である。そのため、同意後に個々のサービスごとに同意を撤回できるようにすることを必須とすべきではなく、そうした仕組みは一例に過ぎないことを明確化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
	<p>「一括同意が「有効な同意」たり得る場合であっても、後に個別のサービスごとに同意撤回できるようにする（中略）等の対応が求められる」とあるが、「個別のサービスごと」に同意撤回できたとしても、一つ一つのサービスの適用範囲を利用者が理解できるように定義できるのか、利用者が意思表示する粒度として適切なのかという問題が生じ得る。</p> <p>利用者にとっては「個別のサービスごと」に限らず、個別の利用目的の範囲ごとや情報の種別ごとなど、「一定の取扱いの範囲ごと」に同意撤回できるようにすることも、各人の関心に沿ってプライバシー保護を図る上では有益と考えられる。（例えば、広告配信の目的には同意しないが研究開発の目的には同意するとか、位置情報の利用には同意しないが購買履歴の利用には同意するなど）そのため、「個別のサービスごと」ではなく「一定の取扱いの範囲ごと」に同意撤回できるようにすることとしてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
14 頁、15 頁	<p>電気通信事業者が、利用者の利便性にも配慮しつつ正確かつ十分な理解を得ようと創意工夫しながら有効な同意取得を検討している状況を踏まえて、一括同意といった具体的事例を挙げて要求される事項等について整理されたことは利用者・事業者の双方にとって有用な取り組みであると考えます。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>4 1 - 1) ユーザ アカウント作成時に おける一括同意</p> <p>1-2) 2階層による 同意取得</p>	<p>今後もより適切に有効な同意取得がなされるよう、こうした事例を蓄積・追加していくことを検討いた たきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p> <p>プライバシー侵害が生じる可能性やその程度が低い可能性がある場合にまで一律にそうした同意 の撤回可能性を要求することは、過剰な規制です。</p> <p>同意後に個々のサービスごとに同意を撤回できるようにすることを必須とすべきではなく、また、 そうした仕組みは示された一例に過ぎないことを明確化すべきです。 【在日米国商工会議所】 【アジアインターネット連盟】</p>	
<p>15～16 頁</p> <p>1 - 2) 2階層によ る同意取得</p>	<p>プライバシー侵害が生じるリスクは、取得する情報の性質、サービスの性質等によって異なる。ま た、プライバシー侵害が生じる可能性やその程度が低い場合にまで一律にそうした同意の撤回可能性 を要求することは、過剰な規制である。そのため、同意後に個々のサービスごとに同意を撤回でき るようにすることを必須とすべきではなく、そうした仕組みは一例に過ぎないことを明確化すべきであ る。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>個別ケースの検討として示した この1 - 1 及び1 - 2 は、通信 の秘密に関して「個別具体的か つ明確な同意」に代えて、リスク 評価を行った上で「一括同意」を 行った上で同意を撤回できるよ うにする場合について、事例と して示したものとなります。</p>
<p>16 頁</p> <p>1 - 3) 既存サービ スに付加的サービ スを追加する場合の同 意取得の在り方</p>	<p>「例えば、メールサービスを提供していた事業者がメール本文を新たに分析することで、メールサ ービスを含む各種サービスをパーソナライズすることを付加サービスとする場合は、当初サービスか ら通常想定されうる利用とはいえないと考えられるので、当該サービスに対する新たな同意が追加で 別途必要になる。」とありますが、特定のサービスを必要以上にターゲットとしており、内容としては 前文の重複になっているため、削除すべきです。 【在日米国商工会議所】</p> <p>「例えば、メールサービスを提供していた事業者がメール本文を新たに分析することで、メール サービスを含む各種サービスをパーソナライズすることを付加サービスとする場合は、当初サービ スから通常想定されうる利用とはいえないと考えられるので、当該 サービスに対する新たな同意が 追加で別途必要になる。」とあるが、「パーソナライズ」という表現に限る必要はないはずなので、も っと一般的な表現にしていきたい。 【アジアインターネット連盟】</p> <p>「付加的なサービスが当初サービスから通常想定されうる利用といえない」場合について、より多 くの具体例を提示すべきである。</p> <p>「利用者の利益につながるとしても、通常の利用者が同意することが合理的に推認するとまでいえ ない場合」(イ第2段落)とは、具体的にどのような場合が想定されているか、具体例を提示すべき</p>	<p>御指摘の記載は、事業者からの 質問等を参考とした上で、あく までも一般的な事例として記載 しているものとなります。</p> <p>16 頁イ第2段落にあるように、 「利用者の利益に資するもので あって、かつ、通常の利用者であ れば同意することが合理的に推</p>



	<p>である。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>認される」ものとして、「例えば迷惑メールフィルタリングサービス等の機能追加の場合にも一定の条件を満たした場合には約款などの変更で足りると考えられる。」と明記しており、更に脚注 34 において詳細の条件等について記載しています。</p>
<p>17 頁</p> <p>2) 同意の管理について</p> <p>イ 新サービス追加時に、ダッシュボード（デフォルトオン）で代替できるか</p> <p>i) 「明確な」同意</p>	<p>プライバシーダッシュボードに新規サービスを追加するだけでなく、一定の画面表示、通知等の措置を講じた上で、一定期間が経過した場合には、利用者が新規サービスの内容等を認識することは十分可能であったといえることから、そのような場合に利用規約やプライバシーポリシー上の同意を擬制することは「有効な同意」といえる旨明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マカイラ株式会社】</p>	<p>17 頁に記載するように、デフォルトオンなどにより利用規約やプライバシーポリシー上の同意を擬制することは、「通信の秘密」に関して求められる「明確な同意とは言えないものと考えられます。</p>